

児童手当制度の一部変更について

☎住民生活課 ☎53・2112

令和6年10月1日施行の児童手当法の一部改正により、下記内容について変更となります。
主な改正内容は下記のとおりです。

【児童手当法の改正内容】

- (1) 支給対象児童の年齢が高校生年代（18歳到達後の最初の年度末）まで延長
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第三子以降の手当額（多子加算）を月1万5千円から月3万円に増額
- (4) 第三子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
- (5) 支給回数を年3回（4か月毎）から年6回（2か月毎）に変更

	改正前		改正後	
3 歳 未 満	1 5, 0 0 0 円		1 5, 0 0 0 円	第 3 子以降 3 0, 0 0 0 円
3 歳 ～ 小 学 生 修 了	1 0, 0 0 0 円	第 3 子以降 1 5, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	
中 学 生	1 0, 0 0 0 円		1 0, 0 0 0 円	
高 校 生 年 代	なし		1 0, 0 0 0 円	
第 3 子以降の 算 定 対 象	1 8 歳到達後の最初の年度末（高校卒業程度） まで		2 2 歳到達後の最初の年度末まで	
所 得 制 限	あり 前年度の所得金額が一定以上の場合、段階的 に「特例給付（一律、5, 0 0 0 円）」または「支 給なし」		なし	
支 給 月	年 3 回（2 月・6 月・1 0 月）		年 6 回（偶数月）支給 ※制度改正後の初回支給は令和 6 年 1 2 月（令 和 6 年 1 0 月・1 1 月分）	

◆手続きが必要な方

- ①中学生以下の対象児童はいないが、高校生年代の児童を養育している方
- ②所得上限超過したことにより、児童手当の受給資格がなかった方
- ③今年度中に19歳～22歳になる兄弟がいて、兄弟を第一子として数えたときに、児童の数が3人以上となる方
※学費や生活費等の経済的負担をしている場合のみ対象
- ④泉崎村から中学生年代までの児童手当を受給していて、高校生年代の児童を養育している方

◆申請期限

令和6年10月18日（金）

※対象年代の児童世帯に郵送で申請の通知を発送しています。世帯の状況で申請が必要となります。ご確認のうえ手続きをしてください。

“環境にやさしいものづくり”



ISO9001、ISO14001、ISO13485、IATF16949取得

創造と挑戦 の企業集団

「お客様第一」に徹し
更に高い技術と
品質向上を
目指します。

証券コード No.5162

株式会社 朝日ラバー

代表取締役社長 渡 邊 陽一郎

福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字坊頭窪1番地
☎0248-53-3491・FAX0248-53-3493

第二福島工場／福島県西白河郡泉崎村大字泉崎字山崎山1番地3
☎0248-54-1618・FAX0248-54-1619

白河工場／福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-21-1401・FAX0248-21-1404

白河第二工場／福島県白河市菅根月ノ入1番地21
☎0248-28-5061・FAX0248-28-5064

本社／埼玉県さいたま市大宮区土手町2丁目7番2
☎048-650-6051・FAX048-650-5201

<https://www.asahi-rubber.co.jp/>

令和7年度放課後児童クラブ入会児童募集

☎児童館 ☎53・3635
☎教育委員会 ☎54・1533

- ◆開設クラブ 第一児童クラブ（一小校内）／第二児童クラブ（村児童館内）
- ◆入会基準 村内の小学校に在籍している児童で、保護者のいずれもが就労などの理由により、放課後等に留守家庭となり、保育することができないと認められる児童。
- ◆募集定員 各クラブとも80名
- ◆対象児童 小学1年生～6年生 ※入会は1～3年生を優先します。
- ◆開設時間 平日 下校時～18:30
長期休業期間等 7:30～18:30
- ◆開設期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※国民の祝日、年末年始は休みとなります。
- ◆負担金 月額 3,000円
- ◆募集期間 令和6年11月5日（火）～11月25日（月）
- ◆申込方法 新規入会希望の方は、児童館又は村教育委員会で入会申込書をお渡しします。
現在入会中で、継続して入会を希望する方も再度お申込みが必要です。児童館及び各クラブで入会申込書をお渡しします。
- ◆提出先 新規入会希望の方は、児童館又は教育委員会へ提出してください。
継続入会希望の方は、各クラブへ提出してください。

令和7年度泉崎幼稚園園児募集(3,4,5歳児)

☎幼稚園 ☎53・2810
☎教育委員会 ☎54・1533

- ◆対象園児 泉崎村に住所を有する以下の園児。

3歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日生まれ
4歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日生まれ
5歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日生まれ



- ◆募集期間 令和6年11月5日（火）～11月25日（月）
- ◆申込方法 教育委員会で「入園願書」を受け取り、必要事項を記入し、幼稚園に提出してください。
※3歳児対象の保護者には、「案内」と「入園願書」を送付します。
- ◆その他 泉崎幼稚園では「預かり保育」を実施しています。
預かり保育を希望される保護者は、入園願書と共に送付する「子育てのための施設等利用給付認定申請書（家庭で保育できない幼児に限る）」「就労証明書（同居する家族分）」に記入の上お申し込みください。

幼稚園保育料等について

- ・泉崎村では、村内に居住（住民登録）し、泉崎幼稚園に就園している幼児を対象に、幼稚園保育料、預かり保育料、バス使用料及び給食費の無償化を実施しております。
（法改正により全国で令和元年10月1日より幼児教育の無償化がスタートしました。）

給食費の無料化について

- ・村内に居住（住民登録）し、泉崎幼稚園、泉崎第一小学校、泉崎第二小学校、泉崎中学校へ通っていること、当該児童の保護者が納入すべき村税等（村税・介護保険料・後期高齢保険料・村営住宅家賃・水道料・集排施設使用料・保育所保育料・児童館負担金等）を滞納していないことが要件となります。

工事なんでも御相談ください(見積り無料)

駐車場工事・アスファルト舗装工事
コンクリート工事・土留工事・建物解体工事
フェンス工事・田・畑・盛土工事・下水工事
建築工事などその他

☆お気軽にご相談ください。

株式会社 福南建設

☎969-0101 泉崎村大字泉崎字大山41-7

☎ (0248) 53-2506

FAX (0248) 53-3438

令和7年度泉崎保育所入所児募集

☎保育所 ☎53・3619
☎社会福祉協議会 ☎54・1555
☎教育委員会 ☎54・1533

- ◆対象児 泉崎村に住所を有し、保護者が就労・病気・介護などで保育を必要とする0歳（6か月）からの乳幼児
- ◆募集定員 60名
- ◆保育時間 平日 7:30～18:30
土曜日 7:30～17:30
- ◆募集期間 令和6年11月5日（火）～11月25日（月）
- ◆申込方法 「保育所入所申込書」「支給認定申請書」「就労証明書」等保育の状況を確認するための書類を保育所・社会福祉協議会事務局または、村教育委員会へ提出してください。
※申込用紙は、保育所・社会福祉協議会事務局または、村教育委員会にて配付します。

樹木や生垣等の適切な管理について

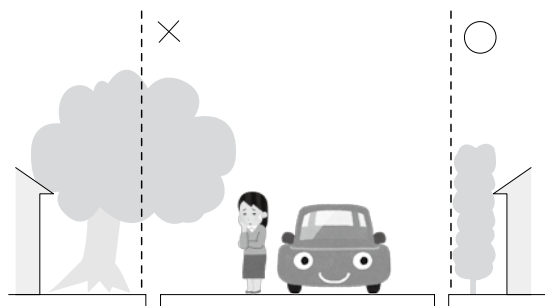
☎建設水道課 ☎53・2114

樹木や生垣等の伐採・剪定をして適切な管理をお願いします。

車道に樹木や生垣等が張り出していると通行に支障となるだけでなく、《交通障害》を引き起こす場合があります。

樹木や生垣等が道路にはみ出していることが原因で事故等が発生した場合、所有者の方が《損害賠償責任》を問われることがあります。（民法第717条・道路法第43条）

道路での事故防止のためにも、樹木や生垣等の所有者の皆様には伐採・剪定等の適切な管理をしていただくようお願いします。（民法第233条）



左側の樹木は道路に干渉し、歩行者、車両等の交通を妨げる可能性があります。このことが原因で事故が起きた場合、樹木の所有者の方が責任を問われる場合があります。

交通を妨げ、事故の原因をつくらないためにも、右側の樹木のように伐採・剪定等を行うようお願いします。

2025年農林業センサスが実施されます

農林水産省では、令和7年2月1日現在で、「2025年農林業センサス」を実施します。この調査は、日本の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

令和6年12月中旬から調査員が農林業関係者の方々に訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いします。



農林業センサス

Shirakawa Soubi お客様の喜び
ハウスクリーニング **白河装美**

〒969-0103 泉崎村大字北平山字下原25-1
TEL&FAX 0248-21-5143

信頼と・施工実績No.1

太陽光発電設備・オール電化設備

有限 齋藤 電 工

〒969-0103 泉崎村北平山字中島130-1
TEL 53-2914 FAX 53-4566